

## 「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」の運用について

### 1 要綱の目的

附属機関等は、執行機関から一定の独立性を保ちつつ、市政の運営や政策形成過程において、専門知識や市民の意見を反映させるという重要な役割を果たしている。

「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」（以下「要綱」という。）は、その設置に関するもののほか、公開及び委員の委嘱等公募について、附属機関等の自主性、自律性を尊重しながら、統一的な運用を行うための基本方針を示したものである。

### 2 対 象

対象とする附属機関等は、「法令、条例又は要綱等に基づき、市の行政執行の前提として必要な審査、審議、調査等を行うため設置されたもの」であるが、これは「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」の第2条において定義する「附属機関」及び「類似機関」と同じものである。（市職員のみで構成する庁内会議等は対象外）

#### （参照）要綱第2条

- 1 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置された合議制の機関をいう。
- 2 この要綱において「類似機関」とは、各種団体の代表者等により市民の意見を本市の行政に反映させること等を主な目的として規則、規程、要綱等に基づき設置された機関をいう。

### 3 会議の公開基準

（1） 会議は原則として公開とするが、高松市情報公開条例第7条各号に掲げる情報について審議等を行う場合は、会議を公開した場合、行政文書を非公開とすることができる趣旨に反し、権衡を失する結果となるため、非公開とすることができるものとした。

（2） 審議事項の内容によっては、会議を公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により公正又は円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあることから、このような場合は、非公開とすることができるものとした。

したがって、単に、公開することで委員の発言が少なくなるおそれがあるという理由だけでは、非公開とする理由には足りないものである。

(2)に該当する具体例

- ・ 行政処分に関する事務を行う附属機関等で、会議を公開することにより  
 当事者又は第三者の権利等や公共の利益を害するおそれがある場合
- ・ 不服申立て、苦情、あっせん及び調停に係る場合  
 (当該申立人、当該当事者双方からの公開の申立てがある場合を除く。)
- ・ 委員等の生命・身体に危険が及ぶおそれのある場合 など

(3) 会議の一部に非公開とすべき情報が含まれている場合にあっては、議題の審議順序の変更等を行い、公開できる部分については、極力公開するように努める。

#### 4 公開の決定・方法

(1) 附属機関等は、執行機関から一定の独立性を有するものであることを尊重するという観点から、会議を非公開とする決定は、公開基準に基づき、当該附属機関等が行うこととした。

(2) 傍聴は、会場の大きさ等によりあらかじめ定員を定め、希望者が定員を超える場合には先着順又は抽選により、傍聴者を定めるものとする。

(3) 傍聴者には、あらかじめ遵守事項を周知するものとし、傍聴者が会議の公正又は円滑な運営を妨げる行為を行ったときは、傍聴を中止させる。

#### 5 会議開催の周知

会議の開催が決定後速やかに、遅くとも開催日の7日前までに、市ホームページにおいて日時、場所等を周知するものとする。

また、公開する会議については、市公式SNS、プレスリリース等も活用し周知に努めるものとする。

なお、会議の全部又は一部を公開しない場合には、市ホームページの会議の開催予定又は当該附属機関等のページにおいて、その理由を明らかにするものとする。

#### 6 会議の適正な運営

附属機関等の会議の適正な運営を図るとともに、事務事業を公正かつ公平に推進するため、当該附属機関等の委員が直接に利害関係を有する内容の審議等については次によることとする。なお、第2号又は第3号の規定を適用しようとする場合は、当該附属機関等で定める会議運営方針等において、事前にその旨を規定すること。

(1) 入札に関する事など、附属機関等（審査を目的として設置された附属機関を除く。以下この号及び次号において同じ。）の委員が直接に利害関係を有する、又は有することとなる内容については、附属機関等の会議において審議しない。

(2) 前号の規定にかかわらず、附属機関等がやむを得ない理由があると認めると

きは、前号の内容について、審議を行うことができる。この場合において、当該委員は、審議に加わることはできない。

- (3) 審査を目的として設置された附属機関において、直接に利害関係を有する委員がいる事案の審査をするときは、当該委員は、その審査に加わることはできない。

なお、ここでいう「直接に利害関係を有する」の定義は、附属機関等によってその役割や審議内容が異なるため、一概に述べることは困難であるが、本市条例における除斥等についての規定には次のものがあるので、これらを参考として各附属機関等において定めること。

①高松市入札監視委員会条例第7条第6項

②高松市議会委員会条例第18条

## 7 会議記録の作成及び公表

- (1) 会議記録は、発言の要旨等を集約した要点記録とする。具体的記載方法については、別紙記載例を参考とすること。
- (2) 前号の会議記録の作成に当たっては、審議経過等を明確にするとともに、高松市情報公開条例第7条各号に定める非公開情報に留意すること。
- (3) 会議記録の公表は、市ホームページへの掲載により行う。

## 8 委員の委嘱等

### (1) 委員の公募

委員については、次の附属機関等を除き、原則として一定枠を設けて公募するものとする。

ア 法令等の規定により、委員構成や選出区分が特定されている附属機関等

イ 高度に専門的な知識を必要とする事項を審議する附属機関等

ウ 行政処分、不服申立てに関する審議を行う附属機関等

エ 特別の事情があると市長が認める附属機関等

	公募とするもの	非公募とするもの
ア	市条例（規則、要綱等を含む。）の規定により非公募としているが、会議の性格上、公募委員の選任が可能なもの → 条例改正等を行う。	国の法令（通達、要綱等を含む。）の規定に基づくもの
イ	審議に当たって、専門的な知識を要する場合もあるが、事務局からの説明・資料提供により、会議の存立が可能であるもの	特定の分野について専門的知識を有する者によって委員を構成することが、会議の存立要件であることが容易に認められるもの

ウ		特定の個人・団体に関する審議、また、市民の権利を制限する内容に関する審議等を行うもの
エ		ア～ウのほか、附属機関等の設置目的及び所管事項に照らし、委員の公募が適当でないとき。

- (2) 公募が可能な附属機関等であるにもかかわらず、委員構成に関する条例や規則等の規定により、公募委員を選任することができない場合には、条例や規則等の改正を行うものとする。
- (3) 公募が不可能な場合は、その理由を明らかにすること。
- (4) 委員の公募に当たっては、当該附属機関等が審議する内容、募集人数、応募資格、応募方法、選考基準等必要事項を定めて市民に周知するものとする。
- (5) 委員を公募したが応募がなかった場合、又は公募委員の枠に満たなかった場合で、再公募する時間的余裕がない場合には、指名その他公募以外の方法により、委員を選任することができるものとする。
- (6) 任期途中で公募委員が欠けた場合には、公募以外の方法により、委員を補充することができるものとする。
- (7) 公募に係る事務については、当該附属機関等を所管する課等で行うものとする。
- (8) 要綱第6条第2項第2号から第4号までの規定に該当することの是非は、その会議の目的等に照らし、広く情報収集等を行ったうえで判断をすること。その結果、真に必要と認める場合に限り適用することとし、その場合は理由を明らかにすること。

9 その他

- (1) 前各項の規定については、平成28年12月1日以降に開催する会議について適用し、同日前に開催する会議については、なお、従前の例による。
- (2) 公募要領等の例を示すので、参考にすること。

## 【傍聴者への周知事項例】

### 会議を傍聴される方へ

会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴してください。会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなると認められた場合には、傍聴を中止していただくことがあります。

- 1 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 2 会議場において発言しないこと。
- 3 みだりに席を離れないこと。
- 4 ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げるなど示威的行為をしないこと。
- 5 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- 6 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、あらかじめ承認を得た行為についてはこの限りでない。

【会議記録の記載例】

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成〇〇年度第〇回 高松市〇〇〇〇会
開催日時	平成〇〇年〇月〇日( ) 〇時〇分～〇時〇分
開催場所	高松市役所 〇階 〇〇会議室
議 題	(1) 〇〇〇〇について (2) 〇〇〇〇について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員
傍聴者	〇人 (定員 〇〇人)
担当課及び連絡先	〇〇課〇〇係 839-〇〇〇〇

会議の経過及び結果

- (1) 〇〇〇〇について(報告)  
〇〇〇〇の状況について、事務局から報告
- (2) 〇〇〇〇について  
〇〇〇〇について、事務局から内容について説明

【主な質疑・意見等】

委員) 〇〇〇〇というのは、××××ということか。

事務局) ××××ということである。

委員) 〇〇〇〇は▽▽▽▽であると考える。

委員) 〇〇〇〇を▽▽▽▽とするには疑問がある。

[省略]

会議の結果、各委員から、議題(1)については、〇〇〇、▽▽▽との意見が、議題(2)については、〇〇〇、×××との意見が出された。

【公募要領例】

附属機関等の名称	高松市〇〇〇〇会
主な審議内容	〇〇〇〇について意見を聴取する。
募集人数	〇人
募集期間	平成〇年〇月〇日（ ）～△月△日（ ） ※ 郵送の場合は、締切日必着です。
応募資格	高松市に住所を有する方又は高松市に勤務・通学している方（ただし、市議会議員及び市職員を除く。） ※ 既に4つ以上の附属機関等の委員になっている方は、委員になることはできませんので、御注意ください。
応募方法	応募用紙に必要事項を記入の上、〇〇課へ直接持参するか、郵便、ファックス、Eメールで提出してください。
任期等	平成〇年〇月〇日～平成△年△月△日 この間に開催される会議に出席し、〇〇の事項について意見を出していただきます。 なお、会議は年に〇回程度開催され、1回の会議時間はおおむね〇時間の予定です。
報酬等	高松市の規定に基づき支給します。ただし、交通費は支給されません。
選考方法	選考は、応募用紙に基づく書類審査、面接審査（日時、場所等については後日連絡）により行います。 ※ 提出された応募用紙は返却いたしません。
選考基準	評価項目及び評価の視点 別紙1のとおり
結果通知	選考結果については、応募者全員に通知します。
応募先・問合せ先	〇〇局〇〇課 (TEL087-〇-〇) (FAX: 087-〇-〇) (Eメール )

別紙 1

評価項目		評価の視点
書類審査	自己PR等	・ 委員としての活動に資するものがあるか
	志望動機	・ 審議会参加への積極性が感じられるか ・ 審議会活動に積極的に参加できる状況か
	現在の市民活動等の経歴	・ 市政への関心は高いか
面接審査	協調性 (周囲とよく調和し、円滑な集団活動ができるか)	・ 穏やかで親しみやすい人柄であるか ・ ものの見方、考え方に独善的などころがないか ・ 他人の意見を尊重するか
	積極性 (自ら進んで事に当たり、より効果的に行う意思があるか)	・ 気迫、活気があるか ・ 説得力が感じられるか ・ 考え方が前向きであり行動的であるか
	表現力 (自分の考えを正確にわかりやすく説明できるか)	・ 話すことに統一性があり要領よく話すか ・ 用語が適切であるか ・ 言動がハキハキしているか ・ 思っていることを十分述べるか ・ 簡潔で的確であるか
	業務適正 (審議会の仕事を確認した上、適切に対処できるか)	・ 審議会の役割を理解しているか ・ 誠実に取組む姿勢がうかがえるか